

現行法・20年法案・行政不服審査制度の見直しについて（案）の比較（主な項目）

参考1

主な項目	現行の行政不服審査法	20年法案	行政不服審査制度の見直しについて（案）
不服申立構造 [2～4頁]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求（上級行政庁がある場合）</li> <li>・異議申立て（上級行政庁がない場合）</li> </ul> ※原則として審査請求ができる場合は、異議申立てできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上級行政庁（大臣等）への審査請求に一元化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年法案と同じ</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外的に、異議申立てを審査請求に前置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外的に処分庁に対する再調査の請求 ※審査請求に前置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外的に処分庁に対する再調査の請求 ※審査請求と自由選択</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再審査請求（審査請求の後）</li> </ul>	全廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再審査請求 ※訴訟と自由選択</li> </ul>
審理体制 [5～12頁]	※審理手続等を行う者について規定なし（処分に関与した者が審理をする可能性もあり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査庁に所属する職員のうち、処分に関与していない者から指名された審理員が審理</li> <li>・有識者から成る第三者機関に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審理員については20年法案と同じ。</li> <li>・有識者から成る第三者機関への諮問については、設ける案（※ただし、諮問を要しない場合を拡充）及び設けない案を両論併記</li> </ul>
不服申立期間 [12、13頁]	処分を知った日から60日以内	処分を知った日から3か月以内	20年法案と同じ（6か月以内とするものの可否については更に検討）
行政手続法の改正等（新たな救済手段を含む） [14～16頁]	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に対する処分を義務付ける裁決を新設</li> </ul> （行政手続法に「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」を新設）	20年法案と同じ
裁定的関与 [17頁]	※地方公共団体の処分に対する申立てについて国等が裁決する場合あり（裁定的関与）	裁定的関与に係る不服申立てについては、改正前の旧法を適用（新法の適用は、地方分権の議論を待って対応する趣旨）	裁定的関与に係る不服申立てについても、改正後の新法を適用
不服申立前置 [18、19頁]	<行政事件訴訟法の特例> ※不服審査の後でしか裁判に行けないとする特例規定が多数の法律に存在（不服申立前置）	（特段の措置なし）	特例規定を廃止・縮小